

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課) 46
○土地改良事業計画の変更の認可.....	(農業施設管理課) 46
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可	(農業施設管理課) 46
○土地改良事業の工事の完了の届出.....	(農業施設管理課) 46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 46
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課) 46
公 表	
○水防法による洪水浸水想定区域の指定.....	(維持管理防災課) 47
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	47
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	47
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	49
告 示	
北海道告示第518号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年7月13日、美深土地改良区の定款の変更を認可した。	
平成30年7月24日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第519号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成30年7月13日、美深土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。	
平成30年7月24日	
北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、美深土地改良区が管理する辺浜第1幹線頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成30年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

辺浜第1幹線頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、音更町土地改良区が行う土地改良（上然別地区災害復旧〔農業用施設〕）事業の工事を平成30年3月20日に完了した旨の届出があった。

平成30年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年7月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第523号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定に

よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を陸別町役場の掲示場に掲示した。 平成30年7月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成30年農林水産省告示第1528号 2 所在が不分明な者 木田 美津子、副島 幸子		4 随意契約に係る契約金額 67,705,200円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号																																														
公 表		道 教 育 庁 教 育 局 告 示																																														
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成30年7月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 水 系 名 河 川 名 関 覧 場 所 二級河川木古内川 木 古 内 川 北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び松前出張所 二級河川北見幌別川 北 見 幌 別 川 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理室維持管理課及び歌登出張所 同 オムロシュベツ川 同		北海道教育庁十勝教育局告示第44号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年7月24日 北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之																																														
総合振興局告示及び振興局告示		1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 <table><tr><td>ア</td><td>A重油その1</td><td>67,000リットル</td></tr><tr><td>イ</td><td>A重油その2</td><td>35,000リットル</td></tr><tr><td>ウ</td><td>A重油その3</td><td>45,000リットル</td></tr><tr><td>エ</td><td>A重油その4</td><td>55,000リットル</td></tr><tr><td>オ</td><td>A重油その5</td><td>61,000リットル</td></tr><tr><td>カ</td><td>A重油その6</td><td>19,000リットル</td></tr><tr><td>キ</td><td>A重油その7</td><td>17,000リットル</td></tr><tr><td>ク</td><td>A重油その8</td><td>25,000リットル</td></tr><tr><td>ケ</td><td>A重油その9</td><td>64,000リットル</td></tr><tr><td>コ</td><td>A重油その10</td><td>30,000リットル</td></tr><tr><td>サ</td><td>A重油その11</td><td>27,000リットル</td></tr><tr><td>シ</td><td>A重油その12</td><td>27,000リットル</td></tr><tr><td>ス</td><td>A重油その13</td><td>27,000リットル</td></tr><tr><td>セ</td><td>A重油その14</td><td>28,000リットル</td></tr><tr><td>ソ</td><td>A重油その15</td><td>46,000リットル</td></tr></table>		ア	A重油その1	67,000リットル	イ	A重油その2	35,000リットル	ウ	A重油その3	45,000リットル	エ	A重油その4	55,000リットル	オ	A重油その5	61,000リットル	カ	A重油その6	19,000リットル	キ	A重油その7	17,000リットル	ク	A重油その8	25,000リットル	ケ	A重油その9	64,000リットル	コ	A重油その10	30,000リットル	サ	A重油その11	27,000リットル	シ	A重油その12	27,000リットル	ス	A重油その13	27,000リットル	セ	A重油その14	28,000リットル	ソ	A重油その15	46,000リットル
ア	A重油その1	67,000リットル																																														
イ	A重油その2	35,000リットル																																														
ウ	A重油その3	45,000リットル																																														
エ	A重油その4	55,000リットル																																														
オ	A重油その5	61,000リットル																																														
カ	A重油その6	19,000リットル																																														
キ	A重油その7	17,000リットル																																														
ク	A重油その8	25,000リットル																																														
ケ	A重油その9	64,000リットル																																														
コ	A重油その10	30,000リットル																																														
サ	A重油その11	27,000リットル																																														
シ	A重油その12	27,000リットル																																														
ス	A重油その13	27,000リットル																																														
セ	A重油その14	28,000リットル																																														
ソ	A重油その15	46,000リットル																																														
北海道宗谷総合振興局告示第3号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成30年7月24日 北海道宗谷総合振興局長 朝 倉 浩 司 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 空港用スノースイーパー（自走式） 1台（空港用スノースイーパー（自走式）1台と交換） 2 随意契約の相手方を決定した日 平成30年6月28日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 第一実業株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地																																																

北海道知事 高 橋 はるみ

- 4 随意契約に係る契約金額
67,705,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第44号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年 7 月24日

北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油その1	67,000リットル
イ	A重油その2	35,000リットル
ウ	A重油その3	45,000リットル
エ	A重油その4	55,000リットル
オ	A重油その5	61,000リットル
カ	A重油その6	19,000リットル
キ	A重油その7	17,000リットル
ク	A重油その8	25,000リットル
ケ	A重油その9	64,000リットル
コ	A重油その10	30,000リットル
サ	A重油その11	27,000リットル
シ	A重油その12	27,000リットル
ス	A重油その13	27,000リットル
セ	A重油その14	28,000リットル
ソ	A重油その15	46,000リットル

北海道宗谷総合振興局長 朝 倉 浩 司

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
空港用スノースイーパー（自走式） 1台（空港用スノースイーパー（自走式） 1台と交換）
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成30年6月28日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 第一実業株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

- | | | |
|---|---------|------------|
| タ | A重油その16 | 28,000リットル |
| チ | 灯油その1 | 22,000リットル |
| ツ | 灯油その2 | 29,000リットル |
| テ | 灯油その3 | 11,000リットル |
| ト | 灯油その4 | 18,000リットル |
| ナ | 灯油その5 | 29,000リットル |
| ニ | 灯油その6 | 9,000リットル |
| ヌ | 灯油その7 | 10,000リットル |
| ネ | 灯油その8 | 10,000リットル |
| ノ | 灯油その9 | 30,000リットル |
| ハ | 灯油その10 | 12,000リットル |
| ヒ | 灯油その11 | 13,000リットル |
| フ | 灯油その12 | 9,000リットル |
| ヘ | 灯油その13 | 8,000リットル |
| ホ | 灯油その14 | 19,000リットル |
| マ | 灯油その15 | 11,000リットル |
| ミ | 灯油その16 | 9,000リットル |
| ム | 灯油その17 | 10,000リットル |
- アからムまでの入札については、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成30年10月1日から平成31年4月30日まで。ただし、新得高校については、契約期間を平成31年3月31日までとする。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- また、入札参加を希望する油種について、石油販売業の届出をしていない場合は、元売者又は主たる仕入れ先からの供給を証明できるものの写しを提出できること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成30年7月24日（火）から同年8月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎地下S会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時
- ア 1の(1)のアからタまで 平成30年9月12日（水）午後1時30分
- イ 1の(1)のチからムまで 平成30年9月12日（水）午後3時
（送付による場合は、同月7日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>）において、ダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウによることとし、契約書

の作成は要する。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電 話 番 号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------|
| a | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 67,000 liters |
| b | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 35,000 liters |
| c | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 45,000 liters |
| d | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 55,000 liters |
| e | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 61,000 liters |
| f | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 19,000 liters |
| g | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 17,000 liters |
| h | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 25,000 liters |
| i | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 64,000 liters |
| j | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 30,000 liters |
| k | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 27,000 liters |
| l | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 27,000 liters |
| m | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 27,000 liters |
| n | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 28,000 liters |
| o | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 46,000 liters |
| p | Fuel oil A (JIS class 1, No 2) | 28,000 liters |
| q | Kerosene (JIS class 1) | 22,000 liters |
| r | Kerosene (JIS class 1) | 29,000 liters |
| s | Kerosene (JIS class 1) | 11,000 liters |

- | | | |
|----|------------------------|---------------|
| t | Kerosene (JIS class 1) | 18,000 liters |
| u | Kerosene (JIS class 1) | 29,000 liters |
| v | Kerosene (JIS class 1) | 9,000 liters |
| w | Kerosene (JIS class 1) | 10,000 liters |
| x | Kerosene (JIS class 1) | 10,000 liters |
| y | Kerosene (JIS class 1) | 30,000 liters |
| z | Kerosene (JIS class 1) | 12,000 liters |
| aa | Kerosene (JIS class 1) | 13,000 liters |
| ab | Kerosene (JIS class 1) | 9,000 liters |
| ac | Kerosene (JIS class 1) | 8,000 liters |
| ad | Kerosene (JIS class 1) | 19,000 liters |
| ae | Kerosene (JIS class 1) | 11,000 liters |
| af | Kerosene (JIS class 1) | 9,000 liters |
| ag | Kerosene (JIS class 1) | 10,000 liters |

B Bid tendering date and time :

From a to p 1 : 30 P.M., September 12, 2018

From q to ag 3 : 00 P.M., September 12, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than September 7, 2018)

- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第338号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月24日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 交通パトカー（車載式速度測定装置搭載車）9台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納入期日 平成31年3月28日(木)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品を供給することが可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年7月24日(火)から同年8月22日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札書の提出等
- (1) 入札書提出場所 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察総務部会計課(送付による場合も同じ。)
- (2) 入札受付日時 平成30年8月28日(火)から同年9月5日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで及び開札日の午前9時から午前12時まで(送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着)

- (3) 開札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (4) 開札日時 平成30年9月6日(木)午後2時15分
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のアによることとし、契約書の作成は要する。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2253
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Traffic police car (Vehicle equipped with speed measurement device) Quantity 9
- B Bid tendering date and time : 12 : 00 A.M., September 6, 2018
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2253
